

# P 協伝票に記載された PCB 含有電気機器の調査票

PCB含有電気機器等は、PCB特別措置法及びPCB処理基本計画で定められた期限までに処理しなければなりません。

- 豊橋市内の高濃度PCB廃棄物の処分期間
  - PCB使用変圧器・コンデンサー等の処分期間：令和4年3月31日
  - PCB安定器等・汚染物の処分期間：令和3年3月31日
- 低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期限：令和9年3月31日

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。

銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。

また、調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

調査票の記入にあたっては、資料1「高濃度 PCB 使用・不使用の判別方法」及び資料2「安定器の PCB 使用・不使用の判別方法」及び「PCB 使用（電気）機器保有状況調査票の写し」をご確認ください。

記入者情報（記入者情報をご記入ください。）

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず連絡先（記入者氏名、電話番号）を記入してください。電気主任技術者の方の氏名、住所及び電話番号が記入者と同じ場合はそれぞれ「上記と同じ」と記入してください。

記入年月日	令和 年 月 日 ( )		
事業所名			
事業所住所	〒		
	豊橋市		
記入者氏名		電話番号	— —
e-mail アドレス	@		
電気主任技術者、 電気工事業者名等	氏名		
	住所		
	電話番号		

本調査票は、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、令和元年 月 日（金）までに投函してください。

## 【お問い合わせ窓口】

調査票のご回答に関するお問い合わせ先は、同封の依頼文の裏面をご覧ください。

メモ欄	※2 ページ目以降の設問に必ずご回答ください。 ご回答内容に関する補足事項などがあれば、こちらの欄にご記入ください。

調査番号

# 1. 変圧器、コンデンサー等の保有の有無について

●下の写真に示す電気機器が変圧器、コンデンサーです。



変圧器



コンデンサー

●その他、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は変圧器類、避雷器（サージアブソーバー）はコンデンサー類として、以下の設問にご回答ください。

変圧器、コンデンサー等について、使用を終えて保管しているものおよび使用中のもの台数を PCB 濃度ごとにご回答ください。

なお、使用中の機器については、近づく危険ですので、調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談のうえご回答ください。

PCB 含有の有無	機器の種類	保管台数	使用台数
高濃度 PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
低濃度（微量）PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
PCB なし	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
不明	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台

# 2. P 協伝票に記載された PCB 含有電気機器の状況について

封筒に、過去に貴方（貴社）より財団法人電機ピーシービー処理協会もしくは財団法人電気絶縁物処理協会に提出された『PCB 使用（電気）機器保有状況調査票』（P 協伝票）の写しを同封しています。

(1) P 協伝票に記載された、現在所有している PCB 含有電気機器について P 協伝票に記載された PCB 含有電気機器のうち、現在所有しているものについてご回答ください。なお、下表の電気機器の種類は、P 協伝票の電気機器の種類（機器名）を記入してください（コンデンサーは 1、変圧器は 2）。

No.	電気機器の種類	台数	現在の状況	市への最新の届出年度
例	2	1 台	保管中・ <b>使用中</b>	H30
1		台	保管中・使用中	
2		台	保管中・使用中	
3		台	保管中・使用中	

※上表に入りきらない場合、別途「2 (1) について」と記載した一覧表を作成し、添付してください。

(2) P 協伝票に記載された、現在所有していない PCB 含有電気機器について  
P 協伝票に記載された PCB 含有電気機器のうち、現在所有していないものについてご回答  
ください。なお、下表の電気機器の種類は、P 協伝票の電気の機器の種類（機器名）を記入  
してください（コンデンサーは 1、変圧器は 2）。

No.	機器の種類	台数	所有していない理由	JESCO で処分した年月	市への最新の届出年度
例	1	1 台	不明・ <u>処理済</u>	H21.6	H22
1		台	不明・処理済		
2		台	不明・処理済		
3		台	不明・処理済		

※上表に入りきらない場合、別途「2 (2) について」と記載した一覧表を作成し、添付してください。

既に処分済みの PCB 含有電気機器については、マニフェストの E 票を保管している場合、その写しを添付してください。

P 協伝票に「紛失」と書かれた機器も、現在所有していないかを改めてご確認ください。

### 3. 使用を終えて保管又は残置中の PCB 使用安定器について

●安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器などがあります。下の写真に示す電気機器が安定器です。



使用を終えて保管又は残置している PCB 使用安定器は何台（又は何 kg）ありますか。  
PCB 含有の有無が不明な場合には、資料 2 「安定器の使用・不使用の判別方法」により判別してください。

PCB 使用安定器を保管又は残置していない場合は、「0」（ゼロ）台と記入してください。

保管又は残置している	台数 又は 重量
「PCB が使用された安定器」	台 ・ kg

## 4. 使用中の PCB 使用安定器について

- 業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、建物を建築した時期が昭和52年（1977年）3月以前の場合は、照明器具の付属品である安定器に PCB が含まれている可能性があります。

事業所の建物の建築時期、照明器具の交換工事の状況についてご回答ください。

事業所の建物を建築した時期は昭和52年（1977年）3月以前である	（ はい ・ いいえ ）
建物の建築時期が昭和52年3月以前で、昭和52年3月以降に事業所の事務所ごとやフロアごとに照明器具の交換工事を <u>全て</u> 実施した	（ はい ・ いいえ ）

PCB が含まれている安定器を使用していますか。

PCB 含有の有無が不明な場合には、資料2「安定器の PCB 使用・不使用の判別方法」により判別してください。

確認できない場合には、「不明」を選択してください。

PCB が含まれている安定器を使用している。	（ はい ・ いいえ ・ 不明 ）
------------------------	-------------------

## 5. その他の PCB 含有電気機器および PCB 汚染物について

以下に示す PCB 廃棄物等のリストに掲載されている電気機器等についても保管、残置又は使用されている可能性があります。これらについてもご確認いただき、以下のリストの中で保管、残置又は使用している PCB 廃棄物等がある場合は、該当するものすべてに「○」印をつけてください。該当がない場合には、6番に「○」印をつけてください。

安定器以外の PCB 廃棄物等の一覧リスト				
該当する番号に○をつけてください	種類	定義	例	PCBを含有している可能性がある機器の製造年
①	その他の機器	変圧器・コンデンサーを除く電気機器	変流器、リアクトル、放電コイル、ブッシング 開閉器、遮断機、整流器	平成2年（1990年）以前に製造されたもの 平成5年（1993年）以前に製造されたもの
②	PCBを含む油		変圧器から抜き取った PCB を含む油（変圧器抜油）や熱媒体用の油（熱媒体油）など	
③	PCB汚染物		PCBが付着した手袋、ウエス、汚泥等	
④	感圧複写紙		ノンカーボン紙	
⑤	PCB廃棄物の保管容器		上記廃棄物等を保管するために必要な容器	
⑥	該当なし			

調査終了です。ご協力ありがとうございました。

ご送付いただいた調査票は返却いたしません。